

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 2 7 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う特定非営利活動法人からの暴力団等排除対策の推進について

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）が、平成24年4月1日に施行されることとなり、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に係る認証、認定制度等の事務を都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）が一元的に担う新制度が創設されることとなった。

現行法では、運営組織及び事業活動が適正であり公益の増進に資するものとして、国税庁長官の認定を受けたNPO法人（以下「認定NPO法人」という。）に対して、個人又は法人が寄附等をした場合、税制上寄附金控除等の特例の適用が図られていたところ、改正により、認定制度の事務が国税庁から都道府県等に移行されるとともに、認定NPO法人に対する寄附金控除等の枠が拡大され、新たに認定に関する意見聴取等の規定が整備された。

NPO法人からの暴力団等排除については、「特定非営利活動法人からの暴力団排除対策の推進について」（平成15年4月9日付け警察庁丙暴一発第3号）により示されているところであるが、本改正を踏まえ、NPO法人からの暴力団等排除対策を下記のとおり推進することとしたから、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「特定非営利活動法人からの暴力団排除のための警視總監又は道府県警察本部長の意見陳述要領について」（平成15年4月9日付け警察庁丁暴一発第16号）は、廃止する。

また、本通達に併行して、内閣府大臣官房市民活動促進課長から、都道府県等に対し、「特定非営利活動法人からの暴力団等の排除の実効性の確保について」（平成24年2月27日付け府市第116号）が発出されているので、参考とされたい。

記

第1 改正骨子

1 NPO法人の活動分野が追加（法第2条別表）

17の活動分野に、「観光」、「農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動」等が加わり、活動分野が20事業に拡大された。

2 所轄庁の変更（法第9条）

二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は内閣

総理大臣とされていたところ、改正後は、主たる事務所が所在する都道府県知事等に変更された。

3 認定制度の見直し（法第44条～法76条）

(1) 新たな認定制度の創設

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定を受けることができるとされた（現行租税特別措置法上の国税庁による認定制度は廃止）。

(2) 認定基準の緩和（分離税制改正法（国税・地方税）による税制改正）

広く市民からの支持を受けているかどうかを判断するための基準（PST：パブリック・サポートテスト）について、従来の相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）のほかに、絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）又は事務所所在地の自治体の条例による個別指定のいずれかを選択できることとされた。

(3) 仮認定制度の導入

設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実に鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST基準を免除した仮認定（有効期間は3年間）により税制優遇を受けられる制度（仮認定制度）が導入された。

なお、経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定を受けられることとされている。

(4) 監督規定の整備

所轄庁は、必要に応じて、監督権限（報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し）を行使することができることとされた。また、その他の事業から生じた利益が、特定非営利活動に係る事業に確実に充てられることを担保するため、必要に応じて、その他の事業の停止を命ずることができることとされた。

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人について、所轄庁による監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限（報告徴収及び検査、勧告、命令）を行使することができることとされた。

第2 意見聴取等規定の整備

1 認定に関する意見聴取の整備（法第48条第1号）

所轄庁は、認定NPO法人として認定をしようとするときは、当該法人の役員が「暴力団の構成員等」（法第47条第1号ニ）に該当するか、当該法人が「暴力団」又は「暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの」（法第47条第6号）に該当するかどうかについて、警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）の意見を聴くことができるとして、認証事務等の意見聴取に加え、新たに創設された認定事務においても意見聴取の制度が整備された。

2 認定の有効期間の更新に関する意見聴取の整備（法第51条第5項において準用する法第48条第1号）

認定の有効期間（認定の日から起算して5年）満了後引き続き認定NPO法人とし

て非特定営利活動を行おうとする認定NPO法人が、その有効期間の更新をするときは、認定NPO法人として認定をしようとするときと同様に、警察本部長等の意見を聴くことができるとして、意見聴取の規定が整備された。

3 仮認定NPO法人に関する意見聴取の整備（法第62条において準用する法第48条第1号）

所轄庁は、認定NPO法人として仮認定をしようとするときは、認定NPO法人として認定をしようとするときと同様に、警察本部長等の意見を聴くことができるとして、意見聴取の規定が整備された。

4 勧告、命令時の意見聴取の整備（法第65条第7項第1号）

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、勧告又は命令をしようとするときは、法第47条第1号ニ及び第6号の欠格事由の有無について、警察本部長等の意見を聴くことができるとして、意見聴取の規定が整備された。

5 認定又は仮認定の取消しに関する意見聴取の整備（法第67条第4項において準用する法第65条第7項第1号）

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定又は仮認定の取消しをしようとするときは、勧告、命令時の意見聴取と同様に、警察本部長等の意見を聴くことができるとして、意見聴取の規定が整備された。

6 認定NPO法人又は仮認定NPO法人の合併に関する意見聴取の整備（法第63条第5項で準用する法第48条第1号）

認定NPO法人又は仮認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」という。）が、認定NPO法人でないNPO法人と合併をした場合は、認定NPO法人として認定をしようとするときと同様に、警察本部長等の意見を聴くことができるとして、意見聴取の規定が整備された。

7 認定NPO法人に対する所轄庁への意見制度の整備（法第68条第2項第1号）

認定NPO法人について、法第47条第1号ニ又は第6号であると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定NPO法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、警察本部長等は、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるができるとして、所轄庁への積極的意見陳述制度が整備された。

第3 改正の要点

1 欠格事由（認定等の基準）

新たに規定されたNPO法人の認定等の基準における暴力団等排除に係る欠格事由は、次のとおりであり、NPO法人の認証基準と内容の相違はない。（法第47条）

- (1) 法人の役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の構成員等（暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者）（第1号ニ）

- (2) 法人が暴力団（第6号イ）

- (3) 法人が暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（第6号ロ）

（参考）認証基準における欠格事由（法第12条、第20条）

- 団体の欠格事由（法第12条第1項第3号）
 - ・ 暴力団
 - ・ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体
- 役員の欠格事由（法第20条第5号）
 - ・ 暴力団の構成員等

2 認定時等の意見聴取

法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）に基づく認証等の意見聴取は、欠格事由に該当する疑いがあると認めるときに、その理由を付して行うことができる旨規定されている一方、法第48条第1号（法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第65条第7項第1号（法第67条第4項において準用する場合を含む。）に基づく認定等の事務における意見聴取は、欠格事由に該当する疑いがあると認められること及びその理由を付することが規定されていない。

第4 所轄庁からの意見聴取に応じて行う警察本部長等の意見陳述の要領

1 意見聴取要領

所轄庁からの意見聴取は、意見聴取に係るNPO法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事等から、当該都道府県を管轄する警察本部長等に対して行われる。

なお、意見聴取に係るNPO法人が、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証（法第25条、第26条）を申請中で、いまだ定款変更の認証がなされていない場合は、変更前のNPO法人の事務所の所在地を基準として意見聴取を行う所轄庁、意見聴取先の警察本部長等が決定されることとなる。

この場合、警察本部長等から意見を聴取した変更前の所轄庁からは、当該NPO法人に係る定款変更の申請を受けている変更後の所轄庁に対して、警察からの意見聴取の内容を含む必要な情報が提供されることとなる。

2 意見聴取基準

- (1) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）に基づく意見聴取
所轄庁から警察本部長等に対する意見聴取は、NPO法人が暴力団等排除に係る欠格事由に該当する「疑いがあると認める場合」に行われる。

「疑いがあると認める場合」の例としては、

ア 市民（匿名の場合を含む。以下同じ。）から、NPO法人又はその役員と暴力団との関係を指摘する情報提供があった場合

イ 新聞、雑誌等がNPO法人又はその役員と暴力団との関係を報じている場合

ウ 所轄庁の担当者が、NPO法人の事務所又はその役員の住居が暴力団事務所等に使用されていると思われる状況等を見聞した場合

エ NPO法人が暴力団等又はその役員が暴力団の構成員等に該当するととして、以前認証を拒否した申請と内容及び形式等において酷似した申請がなされた場合等が挙げられる。また、所轄庁において、「疑いがあると認める」根拠となった情報等の内容が、直接、暴力団との関係を指摘するものではなく、暴力団以外の反社会的勢力との関係を指摘するものであっても、暴力団との関連性も否定できないことから、所轄庁は、警察本部長等に対して意見を聴くことができる。

- (2) 法第48条第1号（法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場

合を含む。)及び法第65条第7項第1号(法第67条第4項において準用する場合を含む。)に基づく意見聴取

所轄庁は、法第44条第1項の認定NPO法人の認定をしようとするとき、又は、法第65条第1項若しくは第2項の規定による勧告若しくは同条第4項の規定による命令をしようとするとき等に係る警察本部長等への意見聴取の際には、上記第4の2の(1)の基準にかかわらず、欠格事由のうち、その役員のうち暴力団の構成員等に該当する者があること又はその法人が暴力団等に該当することの有無について、警察本部長等の意見を聴くことができる。

3 意見聴取の様式

- (1) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む。)に基づく意見聴取
所轄庁から警察本部長等への意見聴取は、別紙1に準じた様式により行われ、理由書等のほか、必要に応じて、当該NPO法人に係る設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類が添付される。理由書等については、個々の事例により形態が異なってくるが、一般的な例としては、以下のようなものが挙げられる。

ア 市民からの投書等があった場合における投書等の写し

イ 市民からの電話があった場合における電話録取等の書面

ウ 所轄庁の担当者が作成した報告書

- (2) 法第48条第1号(法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。)及び法第65条第7項第1号(法第67条第4項において準用する場合を含む。)に基づく意見聴取

所轄庁から警察本部長等への意見聴取は、別紙2に準じた様式により行われ、必要に応じて、理由書等のほか、当該NPO法人に係る設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類が添付される。また、意見聴取に係るNPO法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、いまだ当該認証を受けていない場合には、警察本部長等から意見を聴取した変更前の所轄庁から、変更後の所轄庁に対して、当該意見が送付される。

4 意見陳述のための調査

- (1) 意見を求められた警察本部長等は、所轄庁から意見を求められたNPO法人又はその役員(以下「求意見対象者」という。)について警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務(以下「暴力団情報管理システム」という。)による暴力団員等該当事実の登録状況及びその他の資料を確認することとする。
- (2) 意見を求められた警察本部長等は、求意見対象者が、暴力団情報管理システムにおいて暴力団又は暴力団員等として登録されている場合等にあつては、当該登録内容が欠格事由に該当するか否かについて、必要な補充調査を行うこととする。
- (3) (2)の場合において、認定資料の入手・登録を行った都道府県警察が、意見を求められた警察本部長等の管轄する都道府県警察と異なる場合には、意見を求められた警察本部長等は、必要に応じて、当該都道府県警察に連絡し、必要な補充調査を依頼した上で、当該認定資料の写し等の送付を受けることとする。
- (4) 警察本部長等は、(1)から(3)までの調査を行った上、求意見対象者の欠格事由の有無について判断し、遅滞なく、所轄庁から意見を求められてから1か月以内を目

処として所轄庁に対し意見を述べることとする。

なお、詳細な調査を要するため、これによることができない場合であっても、所轄庁から意見を求められてから2か月以内を目処として所轄庁に意見を述べることとする（各種申請が行われた場合にあっては、所轄庁は、申請を受理した日からの2か月間の縦覧期間経過後、原則として、2か月以内に認証又は不認証の決定を行わなければならないこととされており、所轄庁が縦覧期間経過後に警察本部長等に意見を求めることも十分に予想される。）

5 意見陳述の方法

警察本部長等からの意見陳述は、第4の3の(1)の場合は、別紙3又は別紙4の記載例に準じた様式により、第4の3の(2)の場合は、別紙5又は別紙6の記載例に準じた様式により行うこととする。

第5 警察において情報を入手した場合の積極的意見陳述の要領

1 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）に基づく所轄庁への意見

警察本部長等は、NPO法人について、法第12条第1項第3号又は法第20条第5号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該NPO法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるができる。

2 法第68条第2項第1号に基づく認定NPO法人等に対する所轄庁への意見

警察本部長等は、認定NPO法人等について、法第47条第1号ニ又は第6号であると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定NPO法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるができる。

3 意見を述べる警察本部長等

意見を述べる警察本部長等は、当該意見に係るNPO法人の事務所の所在地を管轄する都道府県警察の警察本部長等とする。

なお、各都道府県警察において、当該都道府県警察の管轄区域外に事務所を置くNPO法人に関して、暴力団等排除に係る欠格事由に該当する疑いがある情報を入手した場合は、当該NPO法人の事務所の所在地を管轄する都道府県警察に当該情報を提供し、当該情報の提供を受けた都道府県警察において、情報内容を吟味し、必要な補充調査等を行うなどした上で、必要に応じて、所轄庁に対して意見陳述を行うこととする。

4 意見陳述先となる所轄庁

警察本部長等が意見を述べる相手方となる都道府県知事等は、当該意見に係るNPO法人の所轄庁たる都道府県知事等とする。

なお、意見陳述に係るNPO法人が、所轄庁の変更を伴う定款変更の認証を申請中で、いまだ定款変更の認証がなされていない場合は、変更前のNPO法人の事務所の所在地を基準として、意見を述べる警察本部長等及び意見を述べる相手方となる所轄庁を決定することとする。この場合、警察本部長等からの意見陳述を受けた変更前の所轄庁からは、当該NPO法人に係る定款変更の申請を受けている変更後の所轄庁に

対して、警察からの意見陳述の内容を含む必要な情報が提供される。

5 意見陳述の方法

警察本部長等からの意見陳述は、第5の1の場合は、別紙7の記載例に準じた書式により、第5の2の場合は、別紙8の記載例に準じた様式により行うこととする。

第6 所轄庁から警察本部長等への措置の通知

警察本部長等から意見を聴取した所轄庁から、当該警察本部長に対して、別紙9に準じた様式により、決定した措置の内容が通知される。

なお、意見聴取に係るNPO法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、いまだ当該認証を受けていない場合には、変更後の所轄庁から、変更前の所轄庁に対して、決定した措置の内容が通知される。

第7 運用上の留意事項

- 1 各都道府県警察にあつては、関係地方公共団体との連携を密にするとともに、捜査その他の平素の警察活動を通じて、欠格事由等に該当するNPO法人についての情報収集に努めること。
- 2 NPO法人について暴力団等排除に係る欠格事由に該当すると認められる旨の意見陳述を行った場合は、警察庁及び関係都道府県警察に報告（通報）すること。また、意見陳述等に当たって、知事部局等との間に疑義が生じた場合も、警察庁へ報告すること。

本件担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

暴排担当 池園警視 800-4555 前川警部 800-4562

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年2月27日

（有効期間：平成31年3月31日）

以下別紙省略

府 市 第 1 1 6 号
平成 24 年 2 月 27 日

各都道府県・指定都市
市民活動促進担当部（局）長 殿

内閣府大臣官房
市民活動促進課長

特定非営利活動法人からの暴力団等の排除の実効性の確保について

平素より市民活動促進行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)が昨年6月に成立し、本年4月1日から施行されることとなっております。

今般の改正においては、特定非営利活動法人に係る認証、認定等の事務を都道府県及び指定都市が一元的に担う制度が創設されることとなっております。

改正後の特定非営利活動促進法(以下「法」という。)では、現行の規定と同様の内容として、法第43条の2において、所轄庁は、特定非営利活動法人について法第12条第1項第3号に掲げる要件を欠いている疑い又はその役員について法第20条第5号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の意見を聴くことができること、また、法第43条の3において、同様の状況を疑うに足りる相当な理由がある場合に、警察本部長が所轄庁に対して意見を述べるができることが規定されているところです。

これらに加えて、今般の改正に伴い、法第47条において、認定特定非営利活動法人の認定等に関して、その役員のうち「暴力団の構成員等」に該当する者があること及び法人が①「暴力団」又は②「暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの」に該当すること、これらが欠格事由として規定されており、法第48条第1号及び法第65条第7項第1号において、これらの事由の有無について所轄庁から警察本部長への「認定に関する意見聴取」を行うことができること、また、法第68条第2項第1号において、これらの事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合に、警察本部長から「所轄庁への意見」ができることが新たに規定されたところです。

このため、内閣府においては、警察庁と協議の上、「特定非営利活動法人からの暴力団等の排除の実効性の確保について」(平成15年4月9日付事務連絡)を今般の法改正の内容に基づき改定し、下記のとおり、警察本部長への意見聴取等の手続きを新たに定めましたので、各都道府県及び指定都市における事務処理の際には、ご協力をお願いいたします。

記

1. 所轄庁から警察本部長への意見聴取の手続

(1) 意見聴取の基準

(i) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む)に基づく意見聴取

所轄庁は特定非営利活動法人が暴力団等である疑い又はその役員について暴

力団の構成員等である疑いがあると認めるときに、その理由を付して、警察本部長の意見を聴くことができることとされている。具体的な意見聴取の基準については、個々の事例に即して判断する必要があるが、一般的な例としては、以下のようなものが挙げられる。

- ①市民(匿名の場合を含む。以下同じ。)から、特定非営利活動法人又はその役員と暴力団との関係を指摘する情報提供があった場合
- ②新聞、雑誌等が特定非営利活動法人又はその役員と暴力団との関係を報じている場合
- ③所轄庁の担当者が、特定非営利活動法人の事務所又はその役員の住居が暴力団事務所等に使用されていると思われる状況等を見聞した場合
- ④特定非営利活動法人が暴力団等又はその役員が暴力団の構成員等に該当するとして、以前認証を拒否した申請と内容及び形式等において酷似した申請がなされた場合

また、市民からの情報提供等の内容が、直接、暴力団との関係を指摘するものではなく、暴力団以外の反社会的勢力との関係を指摘するものであっても、暴力団との関連性も否定できないことから、このような場合でも、所轄庁は警察本部長の意見を聴くことができる。

- (ii) 法第48条第1号(法第51条第5項、第62条、法第63条第5項において準用する場合を含む。)及び法第65条第7項第1号(法第67条第4項において準用する場合を含む。)に基づく意見聴取

所轄庁は、法第44条第1項の認定特定非営利活動法人の認定をしようとするとき、又は、法第65条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は同条第4項規定による命令をしようとするとき等に係る警察本部長への意見聴取の際には、上記(i)の基準にかかわらず、欠格事由のうち、その役員のうち暴力団の構成員等に該当する者があること又はその法人が暴力団等に該当することの有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

(2) 意見を聴取する警察本部長の決定

所轄庁からの意見聴取は、当該所轄庁に対応する都道府県の区域を管轄する警察本部長に対して行うこととする。

また、意見聴取に係る特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、未だ当該認証を受けていない場合には、変更前の所轄庁を基準として、意見を聴取する警察本部長を決定する。

(3) 意見聴取の様式

- (i) 法第43条の2(法第12条の2において準用する場合を含む)に基づく意見聴取

所轄庁から警察本部長への意見聴取は、別紙1に準じた様式により行うこととし、理由書等の他、必要に応じて、当該特定非営利活動法人に係る設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類を添付する。理由書等については、個々の事例により形態が異なってくるが、一般的な例としては、以下のようなものが挙げられる。

- ①市民からの投書等があった場合における投書等の写し
- ②市民からの電話があった場合における電話対応録
- ③所轄庁の担当者が作成した報告書

(ii) 法第48条第1号(法第51条第5項、法第62条、法第63条第5項において準用する場合を含む)及び法第65条第7項第1号(法第67条第4項において準用する場合を含む。)に基づく意見聴取

所轄庁から警察本部長への意見聴取は、別紙2に準じた様式により行うこととし、必要に応じて、理由書等の他、当該特定非営利活動法人に係る設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類を添付する。

また、意見聴取に係る特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、未だ当該認証を受けていない場合には、警察本部長から意見を聴取した変更前の所轄庁から、変更後の所轄庁に対して、別紙3に準じた様式により、当該意見を送付する。

(4) 所轄庁から警察本部長等への措置の通知

警察本部長から意見を聴取した所轄庁は、当該警察本部長に対して、別紙4に準じた様式により、決定した措置の内容を通知する。

また、意見聴取に係る特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、未だ当該認証を受けていない場合における変更後の所轄庁は、変更前の所轄庁に対して、別紙5又はこれに準じた様式により、決定した措置の内容を通知する。

2. 警察本部長から所轄庁への意見陳述の手続

(1) 意見を述べる警察本部長の決定

意見陳述に係る特定非営利活動法人の所轄庁に対応する都道府県の区域を管轄する警察本部長から所轄庁である都道府県知事又は指定都市の長に対して意見陳述が行われることとなる。

また、意見陳述に係る特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、未だ当該認証を受けていない場合には、変更前の所轄庁を基準として、意見を述べる警察本部長が決定されることとなる。この場合において、警察本部長から意見陳述を受けた変更前の所轄庁は、変更後の所轄庁に対して、別紙3に準じた様式により、当該意見を送付する。

(2) 所轄庁から警察本部長への措置の通知

警察本部長から意見陳述を受けた所轄庁は、当該警察本部長に対して、別紙4の様式例又はこれに準じた様式により、決定した措置の内容を通知する。

また、意見陳述に係る特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、未だ当該認証を受けていない場合における変更後の所轄庁は、変更前の所轄庁に対して、別紙5又はこれに準じた様式により、決定した措置の内容を通知する。

3. その他

意見聴取等の手続については、今後も適宜警察庁と協議を行うこととし、特定非営利活動法人からの暴力団等の排除の実効性のより一層の確保に努めることとする。

第 号
年 月 日

〇〇県警察本部長 殿

〇〇県知事
〇〇市長 印

① の規定による意見聴取について

(特定非営利活動法人の名称)は、下記のとおり特定非営利活動促進法第12条第1項第3号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員が同法第20条第5号に該当する疑いがあると認められるため、①の規定に基づき、意見を聴取します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 意見聴取の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 ①の部分には、「特定非営利活動促進法第43条の2」又は「特定非営利活動促進法第12条の2において準用する同法第43条の2」を記入する。
- 3 「意見聴取の理由」の欄には、具体的な内容を記載することとし、理由書等の他、必要に応じて、設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類を添付する。

第 号
平成〇〇年 〇月 〇日

〇〇県警察本部長 殿

〇〇県知事
〇〇市長 印

① の規定による意見聴取について

(特定非営利活動法人の名称) について、法第47条第1号ニ及び第6号に規定する事由の有無について、① の規定に基づき、意見を聴取します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 ① の部分には、「特定非営利活動促進法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第63条第5項において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第65条第7項第1号」又は「特定非営利活動促進法第67条第4項において準用する同法第65条第7項第1号」を記入する。
- 3 必要に応じて、理由書等、設立、管理、解散及び合併並びに監督に関する書類を添付する。

第 号
平成〇〇年 〇月 〇日

(変更後の所轄庁知事・市長) 殿

(変更前の所轄庁知事・市長) 印

① の規定に伴う意見の送付について

① の規定に基づき、(〇〇県警察本部長) から 年 月 日付け 第 号により意見の陳述があったので、別添のとおり送付します。なお、貴所轄庁において措置を決定した場合には、遅滞なくその旨の通知をお願いします。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 ① の部分には、「特定非営利活動促進法第43条の2」「特定非営利活動促進法第12条の2において準用する同法第43条の2」「特定非営利活動促進法第43条の3」「特定非営利活動促進法第12条の2において準用する同法第43条の3」「特定非営利活動促進法第48条第1号」、「特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第63条第5項において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第65条第7項第1号」「特定非営利活動促進法第67条第4項において準用する同法第65条第7項第1号」又は「特定非営利活動促進法第68条第2項第1号」を記入する。
- 3 「措置を決定した」とは、具体的に処分を行ったこと又は行わなかったことをいう。

第 号
年 月 日

〇〇県警察本部長 殿

〇〇県知事
〇〇市長 印

① の規定に伴う措置の決定について

① の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により意見の陳述があった件について、下記のとおり措置を決定したので、通知します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 措置の内容
- 6 措置を決定した日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 「措置を決定した」とは、具体的な処分を行ったこと又は行わなかったことをいう。
- 3 ① の部分には、「特定非営利活動促進法第43条の2」「特定非営利活動促進法第12条の2において準用する同法第43条の2」「特定非営利活動促進法第43条の3」「特定非営利活動促進法第12条の2において準用する同法第43条の3」「特定非営利活動促進法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第48条第1号」

「特定非営利活動促進法第63条第5項において準用する同法第48条第1号」「特定非営利活動促進法第65条第7項第1号」「特定非営利活動促進法第67条第4項において準用する同法第65条第7項第1号」又は「特定非営利活動促進法第68条第2項第1号」を記入する。

- 4 「措置の内容」の欄には、決定した措置の内容を具体的に記載する。なお、追加で措置を採った際には、その旨を明記した上で、改めて通知することを要する。
- 5 特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請中で、未だ当該認証を受けていない場合において意見の陳述があった場合については、変更後の所轄庁から送付された措置の決定の通知を添付する。

第 号
年 月 日

(変更前の所轄庁知事・市長) 殿

(変更後の所轄庁知事・市長) 印

(警視総監又は道府県警察本部長) の意見の送付に伴う措置の決定について

年 月 日付け第 号で意見の送付があった件について、下記のとおり措置を決定したので、報告します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 措置の内容
- 6 措置を決定した日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 「措置を決定」とは、具体的な処分を行ったこと又は行わなかったことをいう。
- 3 「措置の内容」の欄には、決定した措置の内容を具体的に記載する。なお、追加で措置を採った際には、その旨を明記した上で、改めて通知することを要する。